

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

日本の社会保障制度は、疾病や障害・介護・出産・子育てといった属性や段階におけるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービスを行うことで、国民皆保険・皆年金の達成や生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった経緯があります。

一方で、社会的孤立をはじめとして、生きるうえで困難・生きづらさを抱えていても既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050問題<sup>(注1)</sup>」、介護と育児のダブルケア<sup>(注2)</sup>、ヤングケアラーなど個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えている状況も見えてきました。

急激な少子高齢化の進行による地域の支え合い機能の低下等により、こうした課題が顕在化し、貧困や虐待など、これまで社会が抱えてきた課題も多く存在する中では、家族や福祉人材など、これまで「支え手」であった方々だけではなく、誰もがこうした課題を「我が事」として支え合いに参加し、共に生きる地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

本県においては、平成30年度～令和7年度までを計画期間とする「新潟県健康福祉ビジョン（平成31年4月改定）」を策定し、その中で市町村の自主的な地域福祉計画の達成を支援してきました。今般、地域福祉を取りまく状況の変化や「社会福祉法」の改正等を踏まえ、「新潟県地域福祉支援計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて取組を進めていきます。

### 2 計画の性格・位置づけ

○ この計画は、「社会福祉法」第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な観点から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める計画として策定するものです。

また、地域共生社会の実現に向けて、今後目指していく県全体の地域福祉の姿や方向性、施策を示すものであり、市町村が策定する地域福祉計画のガイドラインとなるものです。

○ この計画は、「新潟県総合計画」を福祉の分野から推進するための部門計画であるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられるものです。

(注1) 「80」代の親が、ひきこもっている「50」代の子どもの生活を支える状況。

(注2) 子育てと、親や親族の介護を同時に担う状態。

- 県が既に策定している他の計画と対象分野が重なる部分については、その規定の全部又は一部を引用することとし、その対応関係を整理します。

## 社会福祉法（抜粋）

### （都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

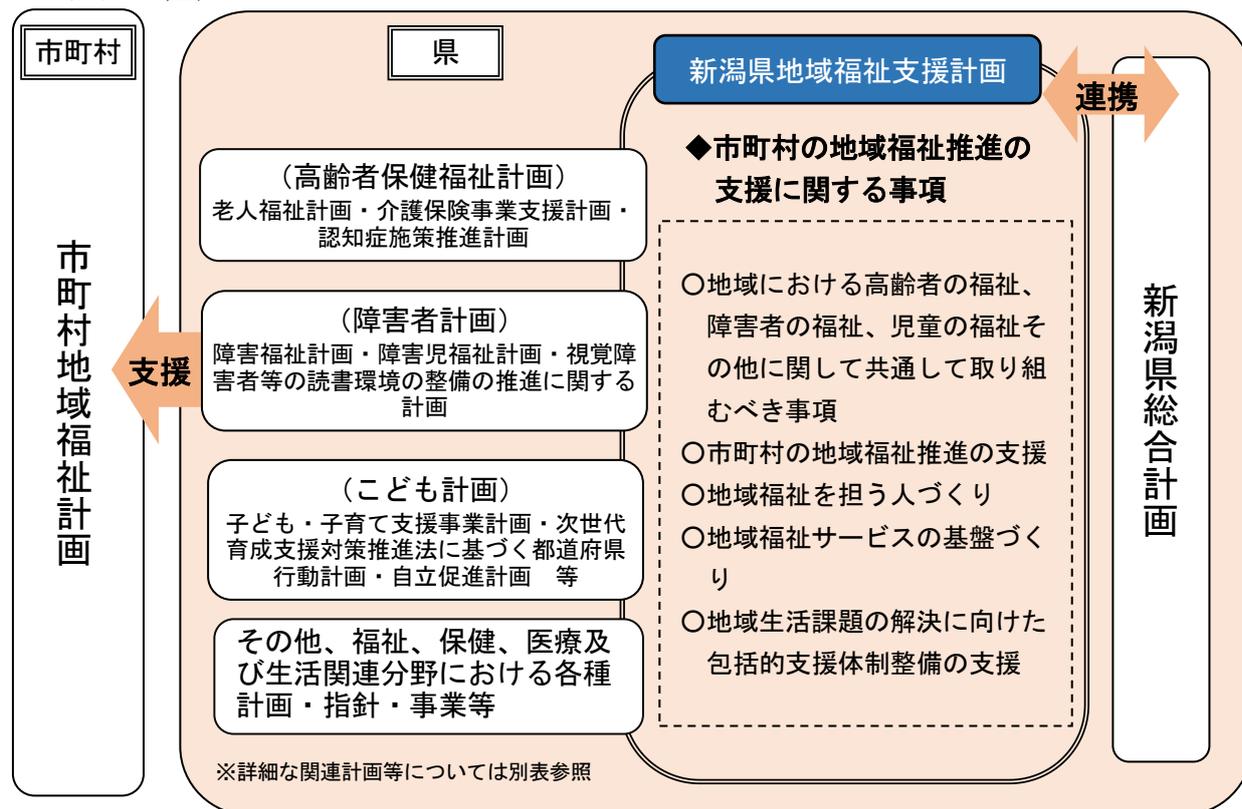
四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

○ 計画の位置付け



**3 計画の期間**

- 新潟県総合計画に合わせ、令和8年度から14年度までの7年間を計画期間として策定します。
- 地域福祉を取りまく状況の変化等を踏まえ、6つの施策体系ごとに数値目標を定め、毎年度、数値目標の進捗管理を行い、中間年となる令和11年度に新潟県社会福祉審議会に実施状況を報告し、意見を聴きながら、計画の進捗管理を行います。

**【参考】主な関連計画の計画期間**

分野	計画名	R6	R7	R8	R9
福祉全般	地域福祉支援計画	前計画 <sup>※1</sup> (H30～R7)		現計画(R8～R14)	
高齢者	高齢者保健福祉計画 <sup>※2</sup>	現計画(R6～R8)			改定計画(R9～R11)
障害者	障害者計画 <sup>※2</sup>	前計画(H29～R6)	現計画(R7～R14)		
子ども	子ども計画 <sup>※2</sup>	前計画(R2～R6)	現計画(R7～R11)		
その他	自殺対策計画	前計画(H29～R6)		現計画(R7～R14)	
	再犯防止推進計画	前計画(R2～R7)		現計画(R8～R12)	
	総合計画	前計画(H30～R6)	現計画(R7～R14)		

※1 「新潟県健康福祉ビジョン」のことをいう。

※2 計画の位置付け図(P4)に記載されている一体化又は包含されている計画の計画期間も同様

#### 4 別表（関係計画）

No	県計画名	分類	根拠法令	計画名（法定の名称）	一体化して策定又は包含される計画	担当課
1	新潟県高齢者保健福祉計画	福祉の分野別計画	老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条 認知症基本法第12条	老人福祉計画 介護保険事業支援計画 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県計画	介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画と一体的に策定 老人福祉計画・認知症施策推進計画と一体的に策定 老人福祉計画・介護保険事業支援計画と一体的に策定	高齢福祉保健課 高齢福祉保健課 高齢福祉保健課
2	新潟県障害者計画	福祉の分野別計画	障害者基本法第11条第2項	障害者計画	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画	障害福祉課
3	新潟県障害福祉計画	福祉の分野別計画	障害者総合支援法第89条第1項 児童福祉法第33条の22第1項	障害福祉計画 障害児福祉計画	障害児福祉計画	障害福祉課 障害福祉課
4	新潟県自殺対策計画	その他関連計画	自殺対策基本法第13条第1項	自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画	-	障害福祉課
5	新潟県子ども計画	福祉の分野別計画	子ども・子育て支援法第62条 次世代育成支援対策推進法第9条 子ども・若者育成支援推進法第9条 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第1項 配偶者暴力防止法第2条の3第1項 都道府県社会的養育推進計画策定要領（厚生労働省通知）	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画 子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）に基づく都道府県計画 配偶者暴力防止法に基づく都道府県計画	子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課	
6	新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画	福祉の分野別計画	配偶者暴力防止法第2条の3第1項	配偶者暴力防止法に基づく都道府県計画	配偶者暴力防止・被害者支援基本計画と一体的に策定	子ども家庭課
7	新潟県社会的養育推進計画	福祉の分野別計画	都道府県社会的養育推進計画策定要領（厚生労働省通知）	都道府県社会的養育推進計画	-	子ども家庭課
8	新潟県再犯防止推進計画	その他関連計画	再犯防止推進法第8条第2項	再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画	-	福祉保健総務課
9	医療介護総合確保促進法に基づく新潟県計画	福祉の分野別計画	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項	医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画	-	地域医療政策課
10	新潟県地域保健医療計画	その他関連計画	医療法第30条の4	医療計画	新潟県医療費適正化計画	地域医療政策課
11	健康にいたがた21	福祉の分野別計画	健康増進法第8条第1項	健康増進計画	-	健康づくり支援課
12	新潟県地域防災計画	その他関連計画	災害対策基本法	災害対策基本法に規定される都道府県地域防災計画	-	防災企画課
13	新潟県住生活マスタープラン（新潟県住生活基本計画）	その他関連計画	住生活基本法第17条第1項	住生活基本法に規定される都道府県計画	新潟県要配慮者住宅供給促進計画	都市政策課
14	新潟県要配慮者住宅供給促進計画（賃貸住宅供給促進計画）	その他関連計画	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定される都道府県賃貸住宅供給促進計画	-	都市政策課